報　第　39　号

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第１項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

専決処分書

地方自治法第 180条第１項の規定により、令和６年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和８年10月26日

沼津市長　　賴　重　秀　一

契約の目的　　議第74号　黒瀬橋橋梁補修工事
（令和８年６月29日議決）

契約の金額　　当　初　　１３３，８７０，０００円
変更後　　１４０，７４５，０００円
（当初議決より 6,875,000円増額（5.14％増））

変更の概要　　防護柵設置工の増工等に伴い、契約の金額を変更するもの。

（参　考）　　議　第　74　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和８年６月17日提出

令和８年６月29日　原案可決
沼津市長　　頼　重　秀　一

１　契 約 の 目 的　　黒瀬橋橋梁補修工事

２　契 約 の 方 法　　制限付き一般競争入札

３　契 約 の 金 額　　１３３，８７０，０００円

４　契約の相手方　　沼津市大平1925番地
有限会社土屋組
代表取締役　　土　屋　治　己